

倫理委員会 有識者懇談会 準備会合

議事次第

(第2回 2021年7月29日(木) 10:00~12:00)

I 開会

II 会長挨拶

III 議事

1. 報酬依存度について

【資料No. 1、2、3】

2. 報酬関連情報の開示について

【資料No. 1、2】

IV 次回以降の論点

【資料No. 1】

V 閉会

以 上

配 付 資 料

資 料	資料No.
第2回倫理委員会有識者懇談会準備会合	1
報酬に関する倫理規則案	2
独占禁止法に関する相談事例集（令和2年度）	3

2021年7月29日
有識者懇談会準備会合
配付資料No. 1



倫理委員会有識者懇談会準備会合

第2回
2021年7月29日



本日の議事次第

1. 報酬依存度について
2. 報酬関連情報の開示について
3. 次回以降の論点

報酬依存度について

5年辞任ルールの導入(社会的影響度の高い事業体)

● 例外措置 (やむを得ない事情の判断基準と同意主体)

- ▶ 社会的影響度の高い事業体 (PIE) においては、監査契約を締結している会計事務所等の自社に対する報酬依存度が5年連続で15%を超えた場合、例外規定の適用がない限り、監査人を交代する必要性が生じることから、報酬依存度規定への該当の有無やその対処について、監査人との協議等を通じて、慎重に検討を行う必要性が生じる。
- ▶ 上記規定の例外として、公共の利益に照らして、やむを得ない事情がある場合には、以下を条件として、監査契約の継続が可能とされている。
 - ◆ 会計事務所等が規制当局又は職業会計士団体と協議し、監査業務の継続が公共の利益にかなうことについて同意を得ていること。
 - ◆ 6年目以降、監査意見の表明前にレビュー (意見表明前レビュー) が行われること。

5年辞任ルールの導入(社会的影響度の高い事業体)

● 例外措置 (やむを得ない事情の判断基準と同意主体)

▶ 方針と考え方

5年辞任ルールに係る例外措置としては、IESBA規定に倣い、適用指針において、「依頼人の事業の内容及び所在地に鑑みて、現実的に監査業務を実施できる他の会計事務所等が存在しないこと」を例示として定める。

なお、例外措置の適用において、会計事務所等からの協議の申入れに基づき、当協会が同意の判断を行う際には、主として会員以外で構成される組織体において、これを行うことを検討したい。

ディスカッションポイント1

- ① 5年辞任ルールの同意主体は、IESBA規定では「規制当局又は職業会計士団体」となっているが、当協会がこれを担うことでいかがか。
- ② 当協会において同意の判断を行う場合、上記のとおり、主として会員以外で構成される組織体において、これを行うこととしたいが、いかがか。

5年辞任ルールの導入(社会的影響度の高い事業体)

[倫理規則案]

- R410.18 2年連続して、社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人に対する報酬依存度が15%を超える場合、又は超える可能性が高い場合には、会計事務所等は2年目の監査意見を表明する前に、会計事務所等の構成員でない会員による、監査業務に係る審査（「監査意見表明前のレビュー」）が阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードとなり得るかどうかを判断し、妥当と判断したセーフガードを適用しなければならない。
- R410.20 R410.21項で規定されている場合を除き、5年連続してR410.18項で規定されている状況が継続する場合、会計事務所等は、5年目の監査意見表明後に監査人を辞任しなければならない。

5年辞任ルールの導入(社会的影響度の高い事業体)

[倫理規則案]

- R410.21 R410.20項の例外として、会計事務所等は公共の利益の観点からやむを得ない理由がある場合、次のいずれも満たすことを条件として、5年経過後も引き続き監査業務を継続することができる。
 - (1) 会計事務所等は規制機関又は本会と協議し、当該会計事務所等が監査業務を継続することが公共の利益にかなうということについて同意を得ていること
 - (2) 6年目以降の各年の監査意見を表明する前に、会計事務所等は会計事務所等の構成員ではない会員による監査意見表明前のレビューを受けること。
- 410.21 A1 やむを得ない理由の例として、依頼人の事業の内容及び所在地に鑑みて、現実的に監査業務を実施できる他の会計事務所等が存在しないことが挙げられる。

PIE以外の事業体に対する報酬依存度の監視

● PIE以外の事業体(non-PIE) に対する報酬依存度規定の導入

- ▶ non-PIEに対する報酬依存度が、5年連続して30%を超える場合、セーフガードとして意見表明前レビュー又は意見表明後レビューの実施が求められる。

▶ 方針と考え方

non-PIEに対する監査業務については、その社会的影響度の観点から、原則として定期的な品質管理レビューの対象とはなっていない。

倫理規則の改訂後も、PIEに対する監査業務については、主として品質管理レビューによる確認を行うが、non-PIEに関しては特段の監視は行わない。

ディスカッションポイント2

社会的影響度の観点から、引き続き、PIEに対する監査業務の監視に注力することを考えているが、いかがか。

公正取引委員会に対する照会

● 資格者団体による会員に対する強制力のある辞任規程の導入

- ▶ 独占禁止法の観点から、5年辞任ルールの新規導入がこれに抵触しないかについて、当協会は公正取引委員会に照会を行った。
- ▶ 【資料No.3】「独占禁止法に関する相談事例集（令和2年度）」相談事例8において、当協会からの照会に対する公正取引委員会の考え方が記載されている。
- ▶ 回答としては、「本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。」とされている。

報酬関連情報の開示について

監査役等とのコミュニケーション(社会的影響度の高い事業体)

● 監査役等とのコミュニケーション項目

項目	現行	改訂後
監査報酬	—	<ul style="list-style-type: none"> ・会計事務所等及びネットワーク・ファームに支払われる監査報酬の金額 ・監査報酬の水準によって生じる阻害要因が許容可能な水準にあるか否か、及び講じた又は講じる予定のセーフガード <p style="text-align: right;">【R410.23項】</p>
非監査報酬	<p>※監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」第15項では、上場会社の場合には、独立性に関するコミュニケーションが求められており、コミュニケーション項目には、会計事務所等及びネットワーク・ファームが監査業務の依頼人及びその子会社に提供した監査業務及び非監査業務に係る報酬や、認識した阻害要因に対して講じたセーフガード等が含まれている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会計事務所等及びネットワーク・ファームが監査業務の依頼人及びその連結子会社（独立性の評価に関連すると知っている又は信じる理由がある場合には非連結子会社を含む。）に提供する非監査業務に係る報酬の金額 ・監査報酬に対する非監査報酬の割合によって生じる自己レビュー等の阻害要因が許容可能な水準にあるか否か、及び講じた又は講じる予定のセーフガード <p style="text-align: right;">【R410.25、R410.26項】</p>
報酬依存度	<ul style="list-style-type: none"> ・2年連続して報酬依存度が15%を超える場合、その旨及び講じるセーフガード <p style="text-align: right;">【R410.4、R410.6項】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬依存度が15%を超える場合、その旨、その状況が継続しそうかどうか、及び講じるセーフガード ・5年連続して報酬依存度が15%を超える場合、例外規定に従って監査人を継続することについての提案（例外規定を適用する場合） <p style="text-align: right;">【R410.28項】</p>

監査役等とのコミュニケーション(社会的影響度の高い事業体)

● 監査役等とのコミュニケーション項目

▶ 方針と考え方

現行では、報酬依存度について監査役等とコミュニケーションすることを求めていたが、倫理規則改訂後は、監査報酬及び非監査報酬についてもコミュニケーションの対象とする。

監査報酬及び非監査報酬のコミュニケーションは、現行の監基報260により、上場会社の監査において行われているが、今後は全てのPIEの監査業務において求められる。

ディスカッションポイント3

監査役等とのコミュニケーション項目の拡大は、会計事務所等の独立性に関して、監査役等の評価に資する情報を提供することを目的としているが、何か想定される課題や懸念はあるか。

報酬関連情報の開示

● 報酬関連情報の開示

- ▶ 監査業務の依頼人がPIEである場合、報酬関連情報を社会一般へ開示することが、新たな要求事項として新設される。報酬関連情報は、監査業務の依頼人又は（依頼人が開示しない場合は）会計事務所等が開示する。

項目	現行	改訂後
1. 監査報酬	—	・会計事務所等及びネットワーク・ファームに支払われる監査報酬の金額 【R410.31項(a)】
2. 非監査報酬	—	・会計事務所等及びネットワーク・ファームが監査業務の依頼人及びその連結子会社（独立性の評価に関連すると知っている又は信じる理由がある場合には非連結子会社を含む。）に提供する非監査業務に係る報酬の金額 【R410.31項(b)、(c)】
3. 報酬依存度	—	・2年連続して報酬依存度が15%を超える場合、その旨及びその状況が最初に生じた年 【R410.31項(d)】

（注）企業内容等の開示に関する内閣府令等において監査報酬及び非監査報酬の開示の要求事項がある。

監査報酬及び非監査報酬の開示

有価証券報告書における開示

○：開示対象

×：開示対象外

赤字：IESBA規定をそのまま導入した場合の影響

	監査報酬			非監査報酬		
	提出会社	連結子会社	非連結子会社	提出会社	連結子会社	非連結子会社
会計事務所等	○	○	× ⇒○	○	○	× ⇒○ (注)
ネットワーク・ファーム	△ (重要性が乏しいものを除く) ⇒○	△ (重要性が乏しいものを除く) ⇒○	× ⇒○	△ (重要性が乏しいものを除く) ⇒○	△ (重要性が乏しいものを除く) ⇒○	× ⇒○ (注)

(注) 非連結子会社からの非監査報酬については、独立性の評価に関連すると知っている又は信じる理由がある場合に開示対象となる。

[企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式記載上の注意]

(f) 監査報酬の内容等について、次のとおり記載すること。

- i 最近2連結会計年度において、提出会社及び提出会社の連結子会社がそれぞれ監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務に基づく報酬とそれ以外の業務（非監査業務）に基づく報酬に区分して記載すること。この場合において、非監査業務に基づく報酬を記載したときは、当該非監査業務の内容を記載すること。
- ii 最近2連結会計年度において、提出会社及び提出会社の連結子会社がそれぞれ監査公認会計士等と同一のネットワークに属する者に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務に基づく報酬と非監査業務に基づく報酬に区分して記載すること（ただし、iの規定により記載する報酬の内容及び連結会社の監査報酬等の内容として重要性の乏しい報酬の内容を除く。）。この場合において、非監査業務に基づく報酬を記載したときは、当該非監査業務の内容を記載すること。
- iii i及びiiの規定により記載する報酬の内容のほか、最近2連結会計年度において、連結会社の監査証明業務に基づく報酬として重要な報酬がある場合には、その内容について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- iv 提出会社が監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の概要を記載すること。

監査報酬及び非監査報酬の開示

● 事業報告における開示

○：開示対象

×：開示対象外

赤字：IESBA規定をそのまま導入した場合の影響

	監査報酬			非監査報酬		
	提出会社	連結子会社	非連結子会社	提出会社	連結子会社	非連結子会社
会計事務所等	○	○	× ⇒○	○	○	× ⇒○ (注)
ネットワーク・ ファーム	× ⇒○	× ⇒○	× ⇒○	× ⇒○	× ⇒○	× ⇒○ (注)

(注) 非連結子会社からの非監査報酬については、独立性の評価に関連すると知っている又は信じる理由がある場合に開示対象となる。

[会社法施行規則]

第二百二十六条 株式会社が当該事業年度の末日において会計監査人設置会社である場合には、次に掲げる事項（株式会社が当該事業年度の末日において公開会社でない場合にあつては、第二号から第四号までに掲げる事項を除く。）を事業報告の内容としなければならない。

二 当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が法第三百九十九条第一項の同意をした理由

三 会計監査人に対して公認会計士法第二条第一項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

八 株式会社が法第四百四十四条第三項に規定する大会社であるときは、次に掲げる事項

イ 当該株式会社の会計監査人である公認会計士又は監査法人に当該株式会社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（当該事業年度に係る連結損益計算書に計上すべきものに限る。）

ロ 当該株式会社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が当該株式会社の子会社（重要なものに限る。）の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

監査報酬及び非監査報酬の開示

● 報酬関連情報の開示

▶ 方針と考え方

当協会は、今回の倫理規則の改訂を機に、依頼人による監査報酬及び非監査報酬の開示の充実について、その実効性を担保するため、関係官庁に法令等改正を含む働きかけを行いたい。

なお、有価証券報告書において、会計事務所等及びネットワーク・ファームに支払う報酬が開示対象になっているものの、連結子会社以外の子会社に対する報酬を含む追加の情報収集が必要となる可能性がある。

また、会計事務所等に対しては、開示による利害関係者のベネフィット等について、依頼人の監査役等と協議することを要請することにより、依頼人による監査報酬及び非監査報酬の開示の充実を促していきたい。

会計事務所等による開示

● 報酬関連情報の開示

- ▶ 報酬関連情報について、監査役等と協議した上で依頼人が開示しない場合、会計事務所等による開示が求められる。特に、報酬依存度については、依頼人による開示が法令等で求められておらず、またその算定について、会計事務所等の総報酬額の把握等が必要となることから、依頼人による開示は困難と考えられる。

なお、会計事務所等による開示方法としては、会計事務所等のウェブサイト、透明性報告書、監査品質報告書、株主への文書、監査報告書等が挙げられている。

- ▶ 方針と考え方

報酬依存度の開示については、会計事務所等による開示を促していきたい。

なお、開示方法としては、それらが個別の依頼人に係る固有の情報であり、有価証券報告書を提出していないPIE（一定規模以上の会社法上の大会社等）も存在することを考慮すると、監査報告書において記載することが適当と考えられるため、監査証明府令等の改正に関し、関係官庁に働きかけを行いたい。なお、具体的な記載方法に関しては、今後IESBAから公表されるFAQ等を参考に、当協会において検討を行いたい。

会計事務所等による開示

● (ご参考) 公認会計士法第2条第2項業務に係る監査報告書への記載

- ▶ 平成16年4月1日施行の改正利害関係府令第8条に基づき、監査報告書において、新たに「当該公認会計士が被監査会社等に対して法第二条第二項の業務を行つている場合には、その内容及び当該被監査会社等に対する同条第一項の業務の独立性が確保されている旨」の記載が求められていた。
- ▶ 当該規定に基づき、監査報告書の利害関係に関する記載において、該当する場合にはこれに係る記載が行われた。
 - ◆ (記載例)

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

なお、当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的に行っている。
- ▶ 平成20年4月1日施行の公認会計士法施行規則（利害関係府令は廃止）以後、当該定めは設けられていない。

報酬関連情報の開示

金融審議会のディスクロージャーワーキンググループの報告書（平成30年6月28日）において、「監査業務と非監査業務に区分したネットワークベースの報酬額・業務内容が我が国でも開示されるべきである。その際、監査業務と非監査業務に区分したネットワークベースの報酬額・業務内容については、企業側の負担も考慮し、重要性も考慮しながら記載すべきである。」と提言されおり、開示府令が改正されている。

これを踏まえた場合、連結子会社及び非連結子会社からの監査報酬及び非監査報酬の開示について、以下の2案が考えられる。

A案 IESBA規定をそのまま導入し、連結子会社及び非連結子会社に係る全ての報酬を開示する。（重要性の基準は設けない。）

B案 IESBA規定をそのまま取り入れるのではなく、重要性を考慮した現行基準の開示を踏襲する。

ディスカッションポイント4

A案又はB案が考えられるが、いかがか。

報酬関連情報の開示

● 報酬関連情報の開示

ディスカッションポイント5

- ① 報酬関連情報の開示は、監査報酬及び非監査報酬の開示については依頼人が、報酬依存度については会計事務所等が行うことが適切と考えるが、いかがか。
- ② 依頼人及び会計事務所等による開示について、その実効性を担保するため、法令等で開示規定等を定めることが適切と考えるが、いかがか。
- ③ 報酬関連情報に関して、依頼人が情報を捕捉するためのプロセスを確立する上で、課題又は懸念等はあるか。
- ④ 監査事務所等が報酬関連情報の開示を行うことが適切と考えられる場合、監査報告書において記載することが適切と考えるが、いかがか。

次回以降の論点

有識者懇談会 / 準備会合の議題(案)

	開催時期	議 題
準備会合 第1回	6月29日	再構成版倫理規則：勧誘及びマインドセット 審査担当者等の公正性：インターバル規定
準備会合 第2回	7月29日	報酬： ・報酬依存度 ・報酬情報の開示
準備会合 第3回	8月26日	非保証業務： ・提供可能な非保証業務の判断基準 ・監査役等への十分な情報提供と事前了承における課題
有識者懇談会 第1回	9月14日	公開草案の最終確認 報酬及び非保証業務に係る規定の適用時期

(注) 準備会合も含め、有識者懇談会の議事要旨は本協会のホームページにて公表する。

第3回準備会合の議題案

● 非保証業務

- ▶ 提供可能な非保証業務の判断基準
 - ◆ 自己レビューに該当するか否かに関する実務上の判断（非保証業務のタイプ別の考察）
 - ◆ 公認会計士法における同時提供禁止規定との関係
- ▶ 監査役等への十分な情報提供と事前了承
 - ◆ 監査人側の情報収集体制
 - ◆ 依頼人側の判断プロセス及び承認体制の整備（一括承認又は個別承認）

有識者懇談会 開催スケジュール

	2021年						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
有識者懇談会/準備会合	6月29日 準備会合①	7月29日 準備会合②	8月26日 準備会合③	9月14日 有識者懇談会 ①			
倫理委員会	6月1日 (確定)	7月12日	8月11日	9月6日	10月4日		
常務理事会/ 理事会					10月14・15日		
定時総会/ 金融庁認可		7月15日 (有識者懇談会 の設置)	金融庁認可 (正式設置)				

公開草案公表
(意見募集期限：12月中旬)

倫理規則の改訂スケジュール

	2021				2022				2023				2024				
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
1.全面改正 (再構成) *1 <small>IESBAの適用より3年強遅れ</small>	2月 DP			10月 ED		4月 理事会	7月 総会										
	倫理規則改正								適用開始 (2023年4月1日~)								
2.審査担当者等の公正性 <small>IESBAと同時適用</small>				10月 ED		4月 理事会	7月 総会										
	倫理規則改正								適用開始 (2023年4月1日~)								
3.報酬 <small>IESBAと同時適用</small>	説明会		法務相談	10月 ED		4月 理事会	7月 総会										
	確定	倫理規則改正								適用開始 (2023年4月1日~)							
4.非保証業務 <small>IESBAと同時適用</small>	説明会			10月 ED		4月 理事会	7月 総会										
	確定	倫理規則改正								適用開始 (2023年4月1日~)							
Listed Entity及びPIEの定義 (IESBA)*3	1月	5月															
	IESBA 公開草案																

- *1 全面改正（再構成）は、「倫理規則の体系及び構成等の見直しに関する論点の整理」（2021年2月公表）P28のAからキをいう。
 *2 IESBAの適用時期は、再構成・勧誘（2019年6月）、パート4B（2021年6月）、マインドセット（2021年12月）、審査担当者等の公正性・報酬・非保証業務（2022年12月）
 *3 Listed Entity及びPIEの定義改正は、2024年12月以後開始事業年度から適用することが提案されている。



Engage in the Public Interest

社会に貢献する公認会計士